

## 最低制限価格設定基準

制定 平成22年4月1日

最近改正 平成29年1月1日

### (目的)

第1条 この基準は、地方独立行政法人大阪市立工業研究所（以下「本法人」という。）が契約の適正な履行の確保を図るため、地方独立行政法人大阪市立工業研究所契約規程（以下「契約規程」という。）第26条第1項の規定に基づいて設定する最低制限価格について必要な事項を定める。

### (定義)

第1条の2 この基準における予定価格及び最低制限価格の用語の意義は、契約規程に基づく予定価格及び最低制限価格に108分の100を乗じて得た額とする。

### (適用範囲)

第2条 本法人が実施する工事請負、工事以外の請負及び業務委託契約に係る入札のうち、当該契約の内容に適合した履行を確保するために特に必要があるとして、あらかじめ最低制限価格を設けて実施する入札案件について適用する。

### (設定の基準)

第3条 工事請負契約における最低制限価格を設定する場合には、予定価格算出の基礎となった次の各号に掲げる額の合計額とする。

ただし、その金額が予定価格に10分の9を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の9を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に10分の7を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.5を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に10分の5.5を乗じて得た額

2 前項に掲げる算定方法によることが適当でないと認められる工事請負契約については、契約ごとに予定価格の10分の7から10分の9の範囲内で契約担当者の定める割合を乗じて得た額とする。

第4条 工事以外の請負及び業務委託契約についての最低制限価格は次の範囲内で設定する。

- (1) 工事請負契約と同様の積算方法で予定価格を算出しているものについては、第3条に規定する算定方法による。

- (2) 物価資料、建設物価等の資料から予定価格を積み上げて算出しているものについては、予定価格に10分の6.6を乗じて得た額とする。
- (3) 前年度実績、業者見積りによって予定価格を算出するなど、前2号の方法により最低制限価格を算出しがたいものについては個別に算出して設定する。

(端数処理)

第5条 最低制限価格を算定する際の端数については、最低制限価格が十万円以上の場合、千円未満の金額を切り捨て、十万円未満一万円以上の場合、百円未満を切り捨て、一万円未満の場合、円未満を切り捨てて処理するものとする。

(入札参加業者への周知)

第6条 この基準を適用して実施する入札については、入札参加業者に対して、入札公告及び指名通知書に最低制限価格を設定している旨を記載して通知する。

(その他)

第7条 この基準に定めのない事項又はこの基準により難しい事項については、理事長が別に定める。

附 則

この基準は、平成22年4月1日より施行する。

附 則

この基準は、平成29年1月1日より施行する。